療養費支給の申請手続きについて (治療用装具、鍼灸、あん摩・マッサージ以外)

1. 支給条件および添付書類

支給条件	補 足	添付書類
(1)健康保険証不携帯 (国内)	急病や旅行中、健康保険証交付手続き中等で健康 保険証を提示できず、受診した。	・診療報酬明細書、調剤報酬明細書の <mark>原本</mark> (レセプトと呼ばれるもの。「診療明細書」「調剤 内訳書」等では代用不可) ・領収書の <mark>原本</mark>
(2)国民健康保険へ返還	健康保険証交付手続き中等で国民健康保険の保 険証を使用し、その医療費を国民健康保険へ返還 した。	・診療報酬明細書、調剤報酬明細書の <mark>写し</mark> ・領収書の <mark>原本</mark> ※共に国民健康保険発行のもの
(3)柔道整復師 (接骨院・整骨院) の施術代	急性または亜急性の捻挫・打撲・挫傷(肉離れ)・ 骨折・脱臼による場合に限る。	・柔道整復施術療養費支給申請書の <mark>原本</mark> ・領収書の <mark>原本</mark>

- ・海外で受けた保険治療の費用については、別紙「被保険者・家族療養費支給申請書(海外療養費)」にて申請してください。
- ・治療用装具の購入費用については、別紙「被保険者・家族療養費支給申請書(治療用装具)」にて申請してください。
- ・鍼灸の施術代については、別紙「被保険者・家族療養費支給申請書(鍼灸)」にて申請してください。
- ・あん摩・マッサージの施術代については、別紙「被保険者・家族療養費支給申請書(あん摩・マッサージ)」にて申請してください。
- 2. 支給額 ・8割相当額 : 70歳以上で自己負担額が2割の方または、義務教育未就学児童

・7割相当額 : 70歳未満の方(義務教育未就学児童を除く)または、70歳以上で自己負担額が3割の方

※健康保険が適用になる医療費のみを対象とし、受診内容等よっては支給の上限などがある場合もありますのでご承知おきください。

3. 支給日 申請書が当健康保険組合に届いた日の翌月末日(休祝日の場合は前日)となります。

※支給決定までに時間がかかる場合がありますのでご承知おきください。

- 4. お振込み先 特例退職、任意継続にご加入の方は、保険料振替口座にお振込みとなります。
- 5. 書類提出先 〒211-0063

神奈川県川崎市中原区小杉町3-264-3

富士通健康保険組合 特例退職または任意継続担当 宛

- 6. 時 効 療養に要した費用を支払った日の翌日から2年間 (申請期限)
- 7. 連絡事項 ・暦月ごとに申請してください。
 - ・健康保険法施行規則改正に伴い健保組合に届出いただく本書類への押印は不要といたします。

以 上

(特退・任継用)

寮養費支給申 (被保険者・家 が		書			常務理事			事務局長		課長			担当者		
被保険者証	記号		番号					被保険	者氏名						
申請対象者	氏名			続柄			生年月日	昭和 平成 令和	年	,	月	年齢		歳 療日時点を記	己入
傷病名						発病・	負傷年	月日	平成 令和	年		月			日
発病・負傷原因						発病・負傷は業務上または通勤途上 によるものですか 交通事故・ケンカ等 第三者行為によるものですか					はい・ いいえ				
(詳しく記入して ください)											はい・ いいえ				
傷病が第三者行為 であるとき	(事	事実及び第三	者の信	主所・氏々	各)										
施術期間	引間 令和 年 月						日から	ら 令和		年		月		日	
診療に要した費用						I	円								
健康保険証を使用 できなかった理由															
上記のとおり申請いたします。 年 月 日 被保険者 ^{住所}															
						氏名									

堂

健保記入欄	診療年月	令和 年	月	本人家族区分	本人·	家族・	未就学 · 高7	・ 高8				
	種別	一般診療 • 他())						
	診療区分	外来 ・ 入院 ・ 歯科	4 • 調斉	引・他()			日 数		日		
	支給金額		円	食事療養		円	支給額合計		ı	円		

- ■添付書類 ■詳細は1頁目およびHP参照のこと
 - ※領収書は必ず原本を添付してください。
 - ※診療報酬明細書・調剤報酬明細書は必ず**原本(国保等返還の場合は写)、かつ<u>各月毎、外来、調剤、入院毎にそれぞれ1枚ずつ</u>** 必要です。
 - また、「診療明細書」「調剤明細書」では代用できませんのでご注意ください。

領収書のり付け欄

この用紙に領収書を貼ってご提出ください。

(特退・任継用)

≪ご注意≫

- ・領収書は原則返却できません。
- ・但し、自治体の助成を受ける等のやむをえない理由で、領収書原本の返却が必要な場合は、「返却希望」と記入したメモを付箋等で付けてください。 支払日以降にご返却させていただきます。

富士通太郎 様

返却希望 川崎市の助成を受けるため

領収書

20,000 円

〇×病院

≪自治体の助成を受ける方へ≫

- ・助成の申請には、通常「領収書の原本」と支給月の「医療費のお知らせ」が必要になります。
- ・助成を受けている方は、原則健康保険組合に申請が必要です。

「自治体医療費助成制度 受給資格取得届」をご提出ください。

※但し、東京都など一部の自治体は不要です。詳しくは健康保険組合ホームページをご確認ください。

(ホーム⇒健康保険について⇒ 医療費について⇒ 自治体より医療費助成を受けているとき)